

毎日朝晩検温し、体調管理。その内容を「経過観察日誌」に記載

かぜの症状がある ⇒ まずは登校を自粛し、授業担当教員へ連絡（自宅からオンラインで受講可能な場合あり）

海外渡航し
帰国した

発熱症状（37.5℃以上）や
呼吸器・上気道症状がある

新型コロナウイルスに
感染した
（陽性者になった）

濃厚接触者となった
（保健所または本学から濃厚接触者
として連絡を受けた）

濃厚接触者疑いとなった
（本学から濃厚接触者疑いとして
連絡を受けた）

登 校 制 限

電話やメールで速やかに ①学務グループ（0172-39-5911, hoken-covid@hirosaki-u.ac.jp）へ報告
②授業担当教員へ連絡（自宅からオンラインで受講可能な場合あり）

政府が指定
する待機期
間中は登校
を制限

いいえ

医療機関を受診した

7日間の登校制限
「経過観察日誌」へ
記録

はい

検査結果が陽性 ⇒
「新型コロナウイルスに感染した」
ルートへ

検査結果が陰性または
検査不要と診断された
⇒ 症状軽快後48時間は
経過観察を行い「経過観察
日誌」へ記録

自宅待機し「行動記録票」を作成

「行動記録票」を電子メールで学務グループへ提出

保健所から制限解除の指示があるまで登校禁止
⇒ 自宅待機中に保健所から連絡があった場合は、
その内容を学務グループに報告

退院・療養が完了した、または保健所から行動制限が
解除されたら学務グループへ「経過観察日誌」を提出

学務グループから指示された制限解除日をもって
制限解除（登校可能）

陽性者との最終接触日の翌日から
起算して5日間は自宅待機
毎日検温を行い「経過観察日誌」
へ記録する

⇒ 待機中に体調が悪化した場
合は、速やかに医療機関を受診、
また、保健所等から連絡があっ
た場合はその内容を学務グルー
プへ報告
*待機中に濃厚接触者に確定し
たら「濃厚接触者となった」
ルートへ

学務グループへ「経過観察
日誌」を提出

※本学から濃厚接触者疑いに指定された場
合は、感染者との接触日の翌日から5日経過
した時点で保健所から連絡がなければ6日目
に制限解除
【例】陽性者との最終接触日が12/1の場合
→12/6まで待機、12/7に解除

待機期間が終了
したら学務グ
ループへ連絡

学務グループへ「経過観察日誌」を提出

登校可能

許可が出たら登校可能

【保健学研究科 学務グループ】

TEL 0172-39-5911

E-mail hoken-covid@hirosaki-u.ac.jp

許可が出たら登校可能

登校可能になったら速やかに「療養期間終了に関する届出」「登校禁止等に伴う届出」を学務グループへ提出すること